

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 検定供用繭抽出場所の指定
- 鳥取県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱
- 土地改良事業の認可
- 公有水面の埋立の免許
- 土地改良区の役員の退任及び就任
- 肝てつ、ピロプラズマ病の検査及び豚コレラ
- 予防注射並びに肝てつの駆除
- ◇公安告示 聴聞会の開催

告 示

鳥取県告示第二百八十一号

蚕糸業法施行令（昭和二十年勅令第七百二十二号）第
三条ノ五第三項の規定に基づき、昭和三十五年度の検定
供用繭抽出場所を次のように指定する。

昭和三十五年六月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検定供用繭抽出場所

名 称	所 在 地
郡是製糸株式会社 鳥取乾繭場	鳥取市富安一九八番地
鐘淵蚕糸株式会社 浦安乾繭場購繭場	八頭郡家町宮谷二六一番地
郡是製糸株式会社 倉吉工場	倉吉市福吉町一、一六八番地
鐘淵蚕糸株式会社 浦安乾繭場	東伯郡東伯町逢東九五〇番地
日本レイヨン株式 会社米子製糸工場	米子市旗ヶ崎五七八番地
吉田製糸場	東伯郡東伯町浦安二三三番地
杉本製糸場	〃 羽合町大字田後三五〇番地二
種子製糸場	〃 東伯町浦安三九〇番二地

鳥取県告示第二百八十二号

鳥取県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱を次のよ

うに定める。

昭和三十五年六月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱

(目的)

第一条 知事は、次の各号に掲げる者が行なう森林病害虫等を定める政令(昭和二十七年政令第六十七号)に規定する森林病害虫等又は知事が必要と認めた森林病害虫等の防除事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

一 森林の所有者又は管理者

二 森林組合又は森林組合連合会

(定義)

第二条 この要綱において「補助事業」とは、前条に規定する防除事業で補助金の交付の対象となる事業をい

う。

2 この要綱において「補助事業者」とは、補助事業を行なう前条各号に掲げる者をいう。

(事業の種類及び補助率)

第三条 補助事業の種類及び補助率は、別表のとおりとする。

(事業の確認)

第四条 補助事業者は、事業着手前所轄の山林事務所長に申請して、事業の確認を受けなければならない。

2 前項の申請書は第一号様式によるものとする。

3 山林事務所長は当該事業の確認事項を第二号様式により申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請書の提出)

第五条 規則第五条の申請書は、前条の規定による事業確認後速かに提出しなければならない。

(添付書類)

第六条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ第三号様式及び第

四号様式によるものとする。

2 補助事業者は、前項に規定するもののほか、第四条第三項に規定する事業確認通知書を添付しなければならない。

3 補助事業者が森林の所有者から委任を受けて防除事業を行なう者である場合は、前二項に規定するもののほか、その権限を証する書面を添えなければならない。

(補助金交付の決定通知)

第七条 規則第八条第一項の規定による交付決定通知書は、第五号様式によるものとする。

(検査)

第八条 規則第十五条の規定による検査は、知事が別に定める要領による。

(検査結果の通知)

第九条 規則第十六条の規定による検査結果の通知は、第六号様式によるものとする。
(実績報告)

第十条 規則第十八条の規定による実績報告書は、第七号様式によるものとする。

(補助金額の確定通知)

第十一条 規則第十九条の規定による補助金の額の確定通知は、第八号様式によるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和三十五年度分の補助金から適用する。

別 表

事業の区分	業 務 の 種 類	内 容	補 助 率
まつくい虫被害立木駆除	被害立木の伐倒玉切及び枝払い、その幹材及び根株のはく皮並びにはく皮した樹皮及び枝条の集積及び焼却	被害立木の伐倒玉切及び枝払い、その幹材及び根株のはく皮並びにはく皮した樹皮及び枝条の集積及び焼却	経費の $\frac{3}{6}$ 以内
まつくい虫伐採跡地駆除	伐採跡地に放棄されている幹材及び根株のはく皮並びにはく皮した樹皮及び枝条の集積及び焼却	伐採跡地に放棄されている幹材及び根株のはく皮並びにはく皮した樹皮及び枝条の集積及び焼却	経費の $\frac{3}{6}$ 以内
まつくい虫伐採木駆除	伐採木の幹材のはく皮並びにはく皮した樹皮の集積及び焼却又は完全水し	伐採木の幹材のはく皮並びにはく皮した樹皮の集積及び焼却又は完全水し	〃
まつ毛虫薬剤駆除	薬剤散布	薬剤散布	経費の $\frac{3}{4}$ 以内
まつばのたまげえ薬剤駆除	〃	〃	〃
すぎたまげえ薬剤駆除	〃	〃	〃
まいまいが薬剤駆除	〃	〃	〃
すぎはだに薬剤駆除	〃	〃	〃
くりたまげち被害立木駆除	被害立木の伐倒及び焼却	被害立木の伐倒及び焼却	経費の $\frac{3}{6}$ 以内
のねずみ駆除	殺そ剤配置によるのねずみ駆除	殺そ剤配置によるのねずみ駆除	〃
突発害虫薬剤駆除	林業関係事業補助金等交付要綱による駆除	林業関係事業補助金等交付要綱による駆除	経費の $\frac{3}{4}$ 以内

第1号様式

昭和 年 月 日 住 所

氏 名 印

(団体代表者 氏 名 印)

山林事務所長 殿

森林病虫害防除事業確認申請書

昭和 年度において下記の事業を、鳥取県森林病虫害等防除事業実施要領により行なうので、この指導と事業の確認を受けたく申請します。

記

- 1 事業の区分
- 2 事業量
- 3 事業実施場所
- 4 着手予定年月日

市 郡 町 大字 字

第2号様式

番 号 昭 和 年 月 日 所 長 印

申請者 住 所 氏 名 殿

森 林 病 害 虫 防 除 事 業 確 認 に つ い て (通 知)

昭和 年 月 日付いで申請のあつた昭和 年度森林病害虫防除事業を下記のとおり確認したから、鳥取県森林病害虫防除事業補助金交付要綱(昭和35年6月鳥取県告示第282号)第4条第3項の規定により通知します。

記

- 1 事業の区分
 - 2 事業量
 - 3 事業費
 - 4 事業施行場所
- 市 郡 町 大字 村 字

第3号様式

森 林 病 害 虫 防 除 事 業 計 画 書

- 1 事業の区分
 - 2 事業実施場所
 - 3 樹 種
 - 4 駆 除 期 間
 - 5 駆 除 面 積
 - 6 駆 除 本 数
 - 7 事 業 費
- 市 郡 町 大字 村 字
- 林 令 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
- 駆除材積 根株数
- 円 内 訳

費 目 別 類	単 価	数 量	金 額	摘 要
薬 剂 費				
労 務 費				
諸 経 費				
計				

森林病虫害防除事業収支予算書

費目別	予算額	内訳		備考
		補助額	自己負担額	
薬剤費				薬剤代金 数量 単価 円 薬剤運賃 数量 単価 円
労務費				薬剤散布費 人 (単価 円) 立木伐倒、玉切、板払費 人 (単価 円) はく皮薬液焼却費 人 (単価 円)
諸経費				薬剤散布器具借料 数量 単価 円 薬剤散布器具損料 数量 単価 円
計				

- 注 1 施行主体の就労又は労務の賦役についても労務費を見積り予算額に計上すること。
 2 備考欄の記載は、補助事業者が森林の所有者から委任を受けて防除事業を行なう者である場合に行なうこと。

00730

第5号様式

番 号 昭和 年 月 日 所 長 印
 申請者 住所 氏 名 殿

昭和 年度森林病虫害防除事業補助金の交付決定について(通知)

昭和 年 月 日付けで申請のあった昭和 年度森林病虫害防除事業に対し鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第8条の規定により通知します。
 なお、この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の適用を受けるので、収入支出の証拠書類を保管しておいてください。

記

駆除面積 駆除本数 駆除材積
 事業費 補助金額

00731

00732

第6号様式

番号 昭和 年 月 日 所 長 印
申請者 住所 氏 名 殿

森林病害虫防除事業検査の結果について (通知)

昭和 年 月 日付けで届出のあった昭和 年度森林病害虫防除事業の検査の結果を、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号)第16条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の区分 事業量
- 2 事業施行場所 市 郡 町 大字 村 字
- 3 事業着手年月日 事業完了年月日
- 4 補助金承認額 事業費査定額 補助金額

00733

第7号様式

昭和 年 月 日 住所

氏 名 印

(団体代表者 氏 名 印)

山林事務所長 殿

昭和 年 度森林病害虫防除事業実績報告書

昭和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知がありました事業について、下記のとおり

その実績を報告します。

記

- 1 補助事業の成績書 別紙(第3号様式に準ずる。)
 - 2 収支精算書 別紙(第4号様式に準ずる。)
- 注 二部提出すること。

第8号様式

番 号

昭和 年 月 日

所 長 印

申請者 住所
氏 名 殿

森林病害虫防除事業補助金の額の確定について (通知)

昭和 年 月 日付で報告のあつた昭和 年度の森林病害虫防除事業に対する補助金の額は、下記の
とおり確定したので、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号)第19条第1項の規定によ
り通知します。

記

補助金確定額

鳥取県告示第二百八十三号

所子土地改良区から申請のあつた新たに行なおとする
かんがい排水事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第
百九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第
十条第一項の規定により、昭和三十五年五月二十日認可
した。

昭和三十五年六月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の
規定により、昭和三十五年六月七日次のとおり公有水面
の埋立を免許した。

昭和三十五年六月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の場所及び面積

町 大字 字 地 番 先 地 積
青谷 青谷 飯 田 四、三七二ノ三先 二二四、七一坪

〃	〃	〃	四、三六五ノ二先	二六七、九九
〃	〃	法華寺	四、二八〇先	二三五、二五
〃	〃	向瀬先	四、三六二ノ一先	二三七、五五
計				九六五、五〇

二 埋立工事の着手期限
昭和三十五年六月十六日

三 埋立工事のしゅん工期限
工事に着手した日から三月

四 埋立の目的

農地及びごみ処理場の造成

五 埋立の免許を受けた者

気高郡青谷町

鳥取県告示第二百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八
条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員
が退任及び就任した旨の届出があつた。

昭和三十五年六月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

天神野土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 椿 義久 東伯郡関金町泰久寺

安田 又男 大鳥居

山本時次郎 倉吉市小鴨

上方土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 福見 秀吉 西伯郡大山町上方

山根 繁吉

福見 正悦

富田啓次郎

吹野勝太郎

監事 山根 虎一

谷野 治太

平田

上方

平田

就任した役員の名及び住所

理事 福見 秀吉 西伯郡大山町上方

福見 正悦
富田啓次郎
吹野 益重
山根 虎一
山根 繁吉
監事 山根 繁吉
谷野 治太
平田
昭和三十五年五月四日総会において総選挙の結果当選し五月十二日就任、任期二年。

鳥取県告示第二百八十六号

次のように肝てつ、ピロプラズマ病の検査及び豚コレラ予防注射並びに肝てつ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛及び豚の所有者に対して検査、注射及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十五年六月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ、豚コレラ及びピロプラズマ病の予防のため

二、実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝てつ検査及び駆除……牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射……豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査……牛。ただし、三才未満のもの。

四 実施の期日 別表のとおり。

五 検査及び注射、駆除の方法

肝てつ検査……皮内注射反応法又は虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロエタン製剤投与

豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

別表

一 肝てつ検査及び駆除

実施期日 実施区域 実施場所

六月二十二日 西伯郡名和町栃原 栃原家畜診療所

二十三日 陣構 陣構

二十四日 陣構 陣構

二十五日 新渡道 新渡道

二十七日 上光徳 上光徳

二十八日 大山町香取 香取

二十九日 陣構 陣構

二、ピロプラズマ病検査

実施期日 実施区域 実施場所

六月十四日 西伯郡中山町林之峯 林之峯家畜診療所

十五日 名和町上光徳 上光徳

十六日 新高田 新高田

十七日 上大山 上大山

十八日 陣構 陣構

二十日 沙見原 陣構

二十一日 大山町赤松 赤松

区 日野郡日南町阿毘緑地 阿毘緑

二十二日	西伯郡大山町香取	香取
二十三日	日野郡日南町大宮地区	大宮
二十四日	西伯郡大山町種原、明間、飯戸	飯戸
二十五日	日野郡日南町日野上地区	日野上
二十七日	西伯郡大山町前、畑、別所	前
二十八日	日野郡日南町多里地区	多里
二十九日	西伯郡大山町藏岡、原	藏岡
三十日	日野郡日南町上山地区	上山

七月 一日	日野郡日南町石見地区	石見
二日	福栄地区	福栄
三日	福栄地区	福栄
五日	福栄地区	福栄
六日	福栄地区	福栄
七日	福栄地区	福栄
三 豚コレラ予防注射	実施期日	実施区域
六月十五日	鳥取市湖山地区	各豚舎巡回注射
十六日	末恒地区	
十七日	美穂地区	
十八日	大正地区	
二十二日	岩美郡岩美町浦富地区	
二十三日	大岩地区	
二十四日	岩井地区	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第九条第六項の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十五年六月十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年七月七日 午後一時

鳥取市吉方 鳥取警察署 会議室

2 聴聞当事者住居氏名

イ 八頭郡智頭町大字智頭一、七六四

小屋本 善

ロ 鳥取市行徳六七の一

平井 二郎

二 倉吉地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年六月二十三日 午前十時

倉吉市明治町 倉吉警察署 会議室

2 聴聞当事者の住居氏名

イ 東伯郡泊村大字園六四六

北島 保男

ロ 三朝町坂本一、〇三九

相見 包義

ハ 倉吉市上井町本町二六二

土海 宗正

三 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年七月十四日 午前十時

米子市万能町 米子警察署 会議室

2 聴聞当事者の住居氏名

イ 西伯郡淀江町大字淀江六八八

山根 顕二

ロ 米子市彦名町五、〇四七の一

木村 尚樹

